令和6年度前橋市単位老人クラブ補助金交付要項 令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所長寿包括ケア課(2階)

電話 027-898-6134 (直通)

027-224-1111 (内線3134) 電子メールアドレス chouju@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<u>[</u> の補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。					
古石	+ □ hh	単位老人クラブの育成と活動を推奨し、高齢者の社会参加			
交付目的		活動の促進と高齢者福祉の充実を図ることを目的として、単位老人クラブに対し補助金を交付します。			
	補助対象者	単位老人クラブ			
内	717 7 7 7 7	1 単位老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域			
容		に居住するもので組織するものとします。ただし、同一小地			
		域で組織することが困難な場合は、当該小地域を超える区			
		域における組織化を妨げないものとします。			
		2 市老人クラブ連合会に加入し、老人クラブ活動等事業実施			
		要綱に添って活動を行うものをいいます。ただし、会員は複			
		数のクラブに所属することはできません。			
		3 会員の年齢はおおむね60歳以上とし、会員の規模は10			
		名以上で結成する自主的な組織とします。ただし、会員の規			
		模について、新規で前橋市老人クラブ連合会に加入したク			
		ラブが申請を行う場合は、30名以上とします。			
		○ 暴力団排除に関する要件			
		次に掲げる事項の全てに該当すること。			
		(1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する			
		法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴			
		力団をいう。以下同じ。) でないこと。			
		(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいる以下団に)でないこと			
		う以下同じ。)でないこと。			
		(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されてい			
		る者でないこと。 (4) 鼻力円号によりなの事業活動に実所的に関与な受けて			
		(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けて いる者でないこと。			
		(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は			
		第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団			
		員を利用するなどしている者でないこと。			
		(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜			
		を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運			
		営に協力し、又は関与している者でないこと。			
		(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを			
		不当に利用している者でないこと。			

		(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象 となる事業 及び経費	単位老人クラブの行う活動のうち、教養向上活動、健康増進活動又は社会奉仕活動に必要な賃金、謝金、旅費、消耗品費、食料費、通信運搬費、使用料、賃貸料及び備品購入費
	交付金額	補助金の額は、当該年度の4月1日現在、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載された満60歳以上の会員の人数に単価額1,200円を乗じた額を上限とします。
	交付条件	1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提
		出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の手続等	交付申請の 方法、時期等	令和6年5月31日までに、次の書類により申請してください。なお、本補助金は令和6年度本予算の成立を条件として、申請事務等を進めることといたします。 1 令和6年度単位老人クラブ補助金交付申請書兼誓約書 2 添付書類 (1)収支予算書 (2)事業計画書 (3)会員名簿 (4)会則の写し
		事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。その場合は、補助金の交付申請書に、概算払いが必要な理由を記載し、提出してください。 【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。
	交付決定の 時期等	申請書類等の審査を行い、受理した日から100日以内に 交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
	請求の方法、 支払時期等	1 交付決定通知後、概算払請求書に概算払を必要とする理由等を記載し、請求してください。 (1) 概算払い請求書 (2) 委任状(ただし、振込先口座の名義が代表者(会長名)ではない場合のみ) 2 支払時期
		8月下旬に支払いをします。

	対象事業が	1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとす
	変更、中止又	る場合は、変更等の手続きが必要となります。
	は廃止とな	2 上記の場合は、変更を行う前に、変更等承認申請書を提
	った場合の	出し、承認の決定を受けなければなりません。
	うん	なお、軽微な変更についてはこの限りではありません。
	変更等承認	変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の
	決定の時期	可否を決定し、通知します。
	等	
	実績報告書	1 事業が完了した日から30日以内に次の書類により報告
	の提出	してください。
		(1) 令和6年度補助事業実績報告書
		(2) 添付書類
		アル支決算書
		イ事業実績書
		2 上記により提出された書類等の審査を行い、補助金額を
		2 工能により提出された音類等の番直を刊り、 補助並領を 確定します。
		「注】収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してく
		【任】収文仏界音等に、II 補助並の九ヨ九と自存を明かして、 ださい。
	交付決定の	
	取消し又は	1 次の場合は、福助金の文件次定の主命文は 部が取り付きれます。
	献明しては	(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受
	環	(1) 偽りての他不正の子段により交換及定文は交換を支 けたとき。
		(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
		(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違
		(3) この妥項、交付依定の内各及のこれに付した条件に選及したとき。
		(4) 補助対象事業の中止又は廃止したとき。
		2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しな
		2 人の場合は、相足された類似よくに、福助金を及逐しなりければなりません。
		(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消
		された場合、その取消しに係る部分の金額
		(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び
		経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場
		会、その超える部分の金額 合、その超える部分の金額
様	申請書等の	1 令和6年度単位老人クラブ補助金交付申請書兼誓約書
式	中間音等の 様式	(様式第1号)
17	7款工人	2 令和6年度単位老人クラブ補助金交付決定通知書
		(様式第2号)
		3 令和 6 年度補助事業実績報告書(様式第 3 号) 4 変更等承認申請書(様式第 4 号)
		5 変更等承認通知書(様式第 5 号)
		7 補助金概算払請求書(様式第7号)